

令和４年第１回定例会（６月議会）

予算及び付託議案審査関係資料

令和４年６月２日

企画振興部

【予算関係】

デジタル政策推進課	庁内業務可視化によるＤＸ推進事業について（新規）	・・・	1
	マイナンバーカード普及事業について	・・・	2
国際課	外国人支援ネットワーク構築事業について	・・・	4
	ウクライナ避難民受入支援事業について（新規）	・・・	6

【議案関係】

市町村課	「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１１２号）	・・・	8
------	--	-----	---

庁内業務可視化によるDX推進事業について（新規）

デジタル政策推進課

1 目的

行政事務の効率化を図るため、業務量調査を実施し、業務フロー等を他県と比較・分析することにより、システムの機能改善や連携強化など業務のデジタル化を推進する。

2 内容

（１）業務量調査

知事部局及び教育庁の職員を対象に、担当業務の作業時間や処理件数、処理媒体（紙・電子）などを調査する。

（２）デジタル化による業務改善等

上記の調査結果を踏まえ、業務フロー等を他県と比較・分析することにより、業務量の削減効果が高い11業務（各部局等1業務程度）を抽出し、デジタル技術の導入等による業務改善に取り組む。

【想定する業務改善】

- ・システムの機能改善や連携強化、統廃合
- ・新たなシステムの導入
- ・RPAやAIの活用
- ・他県とのシステムの共同利用 等

3 予算額

20,773千円（ $\ominus$ 20,773千円）

旅費、需用費	368千円
委託料	20,405千円

※委託料内訳

- ・業務量調査 4,400千円
- ・業務改善提案（11業務） 13,310千円
- ・管理費 2,695千円

マイナンバーカード普及事業について

デジタル政策推進課

1 目的

マイナンバーカードの更なる普及を図るため、テレビCMやSNS等の媒体を活用した広報を集中的に実施する。

2 内容

(1) 各種媒体による広報

マイナポイント第2弾の申込期間に合わせ、次の媒体による広報を集中的に展開する。

- ・テレビCM（民放3局）及びラジオCM（FM1局）の制作・放送
- ・新聞広告（地元3紙）及びSNSによる情報発信
- ・リーフレットの作成（5万部）

（参考）マイナポイント第2弾

1 マイナンバーカードの新規取得

- ・付与ポイント：5,000円相当
- ・ポイント申込期間：令和4年1月1日から令和5年2月28日まで
※第1弾は令和2年9月1日から令和3年12月31日まで

2 健康保険証及び公金受取口座の登録

- ・付与ポイント：各7,500円相当
- ・ポイント申込期間：令和4年6月30日から令和5年2月28日まで

※第2弾のポイント付与の対象は、令和4年9月30日までにマイナンバーカードの交付申請を行った者

(2) 市町村との連携

令和4年1月に設置した「マイナンバーカードの取得促進に向けた全県連絡会議」（これまで2回開催）において、引き続き市町村と情報の共有を図るとともに、優良事例の横展開等を促進する。

3 予算額

9, 0 0 2 千円 (国 9, 0 0 2 千円)

国 : マイナポイント事業費補助金

需用費	1 2 8 千円
役務費	4, 6 7 2 千円
委託料	4, 2 0 2 千円

※委託料内訳

- ・テレビCM制作・放送 3, 5 3 1 千円
- ・ラジオCM制作・放送 6 7 1 千円

外国人支援ネットワーク構築事業について

国際課

1 目的

本県に避難したウクライナ避難民が、安全・安心な避難生活を送ることができるよう、（公財）秋田県国際交流協会に設置している「秋田県外国人相談センター」の機能を拡充し、ウクライナ語での相談に対応できる環境を整備する。

2 内容

（１）ウクライナ語通訳の確保

ウクライナ語通訳を必要に応じて派遣するなど、ウクライナ語での相談体制を充実させる。

（２）相談機能の強化

多言語翻訳機の購入や、オンラインＡＩ音声翻訳システムの導入により、ＩＣＴを活用し、通訳の負担軽減を図りながら、ウクライナ語での相談に対応できる環境を整備する。

3 予算額

５，７９１千円（ $\oplus$ ２，８９５千円、 $\ominus$ ２，８９６千円）

$\oplus$ ：外国人受入環境整備交付金

（委託料 ５，７９１千円）

※委託料内訳

・通訳人件費	４，９６０千円
・多言語翻訳機購入費	３８５千円
・オンラインＡＩ音声翻訳システム使用料等	４４６千円

【参考】

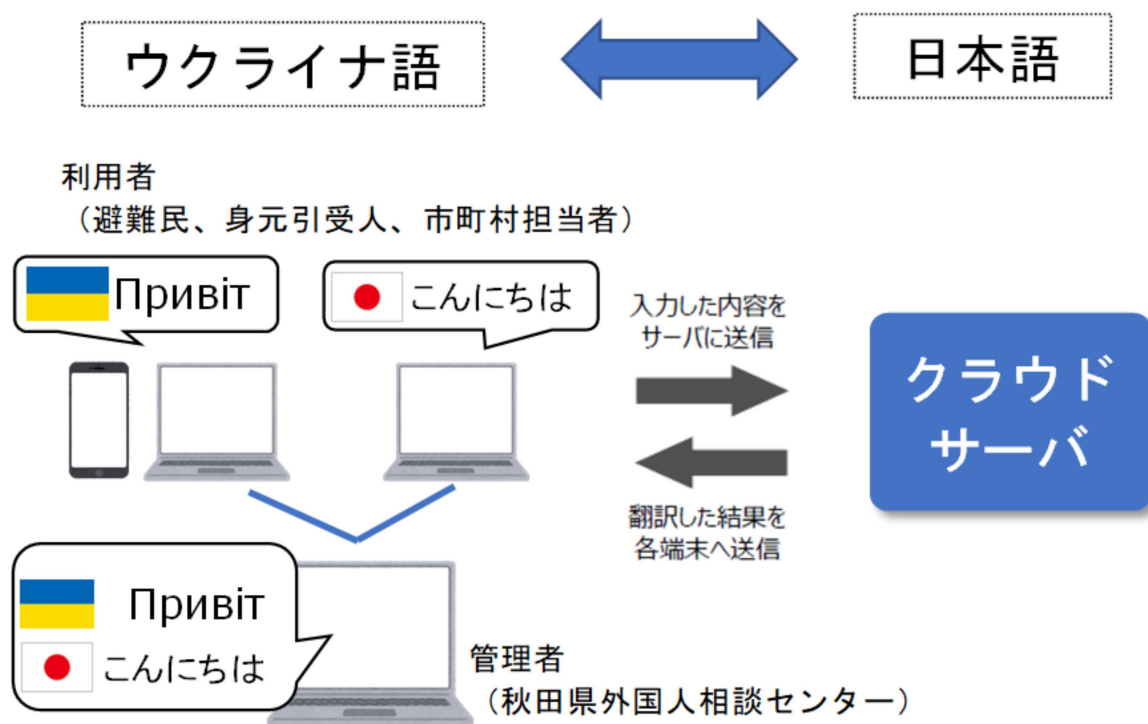
1 ウクライナから本県への避難民（令和４年５月２５日現在）

身元引受あり：２人（身元引受先は（一社）人財バンク）

2 ウクライナ国籍を持つ県内在住者（令和４年５月３１日現在、避難民を除く）

２人（秋田市１人、由利本荘市１人）

3 オンラインA I 音声翻訳システム（イメージ図）



- ・ウクライナ語の相談にオンラインで対応が可能
- ・プライバシーに配慮した専用チャットルーム内でA I 翻訳が通訳
- ・同時に複数人での会話が可能

ウクライナ避難民受入支援事業について（新規）

国際課

1 目的

本県に避難した身元引受のあるウクライナ避難民に対し、国の支援に準じた生活費等の支給を行い、避難当初における安定した生活を支援するとともに、身元引受先の負担軽減を図る。

2 内容

生活に要する経費を、本県での避難生活を開始した日から最長6か月の期間において、避難民に支給する。

（1）対象者

本県に避難した身元引受のあるウクライナ避難民 40人（20家族）

※（公財）日本財団の支援制度に申請した者に限る。

（2）支援内容

- ① 生活費（食費、被服費、日用品費）
- ② 生活一時金
- ③ 光熱費（電気料金、ガス料金）
- ④ 日本語教育費（日本語教室における教材費）
- ⑤ 医療費

※（公財）日本財団など他の団体から支給される費目を除く。

（公財）日本財団の採択可否による県の支援内容

	県の支援内容				
	生活費	生活一時金	光熱費	日本語教育費	医療費
（公財）日本財団の支援がある場合	×	×	○	×	○
（公財）日本財団の支援がない場合	○	○	○	○	○

3 予算額

37,816千円（国37,816千円）

国：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

（委託料 37,816千円）

※委託料内訳

- ・生活費（食費、被服費、日用品費） 15,840千円
- ・生活一時金 7,040千円
- ・光熱費（電気料金、ガス料金） 2,310千円
- ・医療費 8,712千円
- ・管理費等 3,914千円

【参考】

ウクライナ避難民への国、日本財団、県の支援内容の比較

(単位：円)

（単位：円）

		国（出入国在留管理庁）		日本財団	県
		身元引受がない方		身元引受がある方	身元引受がある方
支給対象		国の支援に該当する場合		日本財団の支援に該当する場合	県の支援に該当する場合
		一時滞在施設（ホテル）滞在中	一時滞在施設（ホテル）退所後		
支援内容	生活費	12歳以上 日額 1,000円 11歳まで 日額 500円 （食事は国が別途負担）	12歳以上 日額 2,400円 （2人目以降 日額 1,600円） 11歳まで 日額 1,200円	年100万円／1人×最長3年	12歳以上 日額2,400円 （2人目以降 日額1,600円）
	生活一時金	—	16歳以上 160,000円 15歳まで 80,000円	最大50万円／1戸	16歳以上 160,000円 15歳まで 80,000円
	光熱費	—	—	—	（電気料金） 月10,000円／家族 （ガス料金） 月7,500円／家族
	医療費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担	—	県が実費を負担 ※月33,000円（上限）
	日本語教育費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担	—	月1,500円／1人
	就労支援費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担	—	—
	住居	国が提供（ホテル借上）	受入自治体や民間が提供	受入自治体や民間が提供	受入自治体や民間が提供
	渡航費	—	—	最大30万円／1人	—

「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 1 1 2 号)

市町村課

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 7 2 号）の施行に伴い、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げることとする。（第 4 条関係）

(単位：円／日)

区 分		改 正 前	改 正 後	引 上 額
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入れ	1 5, 8 0 0	1 6, 1 0 0	3 0 0
	燃料の供給	7, 5 6 0	7, 7 0 0	1 4 0

- (2) ビラの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げることとする。（第 7 条関係）

(単位：円)

区 分	改 正 前	改 正 後	引 上 額
作成枚数が 50,000 枚以下	7. 5 1	7. 7 3	0. 2 2
作成枚数が 50,000 枚超	5. 0 2	5. 1 8	0. 1 6

- (3) ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げることとする。（第 1 0 条関係）

(単位：円)

区 分		改 正 前	改 正 後	引 上 額
印刷費	ポスター掲示場数 が500以下	5 2 5. 0 6	5 4 1. 3 1	1 6. 2 5
	ポスター掲示場数 が500超	2 7. 5 0	2 8. 3 5	0. 8 5
企画費		3 1 0, 5 0 0	3 1 6, 2 5 0	5, 7 5 0

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払) 第四条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 一 略 二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が一万六千円を超えている場合には、一万六千円)の合計金額 ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円)に当該候補者につき法第八十六条の四第	(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払) 第四条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 一 略 二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に對し支払うべき金額(当該金額が一万五千八百円を超えている場合には、一万五千八百円)の合計金額 ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円)に当該候補者につき法第八十六条の四第

一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

2 略ハ略

（ビラの作成に係る公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十八万六千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

2 略ハ略

（ビラの作成に係る公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭
- 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十七万五千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第十条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第八条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十八万六千九百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

第十条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第八条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十七万三千三十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）